

令和2年 網走市議会
文教民生委員会 会議録
令和2年12月11日(金曜日)

○日時 令和2年12月11日 午前10時00分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第1号 令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第2号 令和2年度網走市国民健康保険特別会計補正予算
3. 議案第3号 令和2年度網走市介護保険特別会計補正予算
4. 議案第4号 令和2年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算
5. 議案第6号 網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての所管分
6. 請願第13号 「おいしいまち網走」の学校給食の未来をともに考えることを求める請願
7. 議案第19号 学校給食の一部集約及び調理業務等の民間委託をしないよう求める請願
(R2.3.6継続審査)
8. 議案第20号 学校給食の今後に対して民意を取り入れる請願
9. 議案第21号 学校給食の調理場集約化に対し段階を踏むことを求める請願
10. 議案第22号 学校給食の品質向上を求める請願

○出席委員(7名)

委員長	永本浩子
副委員長	近藤憲治
委員	金兵智則
	工藤英治
	平賀貴幸
	古田純也
	村椿敏章

○欠席委員(0名)

○委員外議員(1名)

議長	井戸達也
----	------

○傍聴議員(4名)

川原田英世
澤谷淳子
松浦敏司
山田庫司郎

○説明者

副市長	川田昌弘
市民環境部長	酒井博明
健康福祉部長	桶屋盛樹
市民活動推進課長	湯浅崇
戸籍保険課長	清杉利明
社会福祉課長	江口優一
社会福祉課参事	結城慎二
介護福祉課長	高橋善彦
子育て支援課長	高畑公朋
子育て支援課参事	小沼麻紀

教育長	三島正昭
学校教育部長	林幸一
社会教育部長	吉村学
学校教育部次長	小路谷勝巳
社会教育部次長	岩本博隆
学校教育課長	小松広典
スポーツ課長	阿部昌和

○事務局職員

事務局長	武田浩一
次長	伊倉直樹
総務議事係長	神谷浩一
総務議事係主査	寺尾昌樹

午前10時00分開会

○永本浩子委員長 ただいまから文教民生委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、付託されました議案5件、請願5件を審査いたします。

進行ですが、初めに市民環境部、健康福祉部の審査を行います。

その後、理事者の入替えを行い、教育委員会関係の議案を審査し、再度理事者の入替えを行って請願

の審査を行います。

それでは初めに、議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分のうち、集会施設感染症対策補助金の説明を求めます。

○湯浅崇市民活動推進課長 議案資料1号、20ページを御覧ください。

令和2年度一般会計補正予算中、市民活動費、集会施設感染症対策補助金の補正について御説明いたします。

初めに、1の補正の理由及び内容ですが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、町内会などが行う集会施設の新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る経費に対して、補助を行うため補正するものです。

内容につきましては、町内会などが所有管理する集会施設にて、感染拡大防止対策として備える施設用備品、及び施設改修費に対して一律5万円を上限に補助金の交付を行うものです。

補助の対象は、集会施設を所有または管理する町内会や地区連合町内会などとなり、市内31施設が対象となります。

各施設において、4月から3月までの1年間の感染症対策に要した経費を対象とするものです。

次に2の補正額ですが、歳出予算につきましては、新たに中事業名に集会施設感染症対策補助金を追加し155万円を補正するものです。

2の歳入予算につきましては、全額国庫補助金とし記載のとおり補正するものであります。

説明は以上です。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

この件に関して質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 この5万円の補助というところですけれども、町内会からの申請があつて初めてされるという形になるのでしょうか。

○湯浅崇市民活動推進課長 この補助金につきましては、11月6日に市と町内会連合会との意見交換の際に、町内会館を所有または管理する住民自治組織への支援に関する要請がありました。

その後、新型コロナウイルスの警戒ステージの引上げなどがなされ、11月11日付にて市町内会連合会より正式に要望書の提出があり検討し、今回提案させていただいたところでもあります。

5万円の内容につきましては、補助対象に想定する備品の平均単価や改修を検討した際、5万円で感染対策や改修が可能であると判断し、5万円を上限

に補助率100%で交付施策を考えたところでありませぬ。

○永本浩子委員長 続けてどうぞ。

○湯浅崇市民活動推進課長 町内会からの申請に基づいて交付するものでございます。

○村椿敏章委員 おおよそわかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それではお諮りいたします。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、集会施設感染症対策補助金については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、障がい者福祉支援事業について説明を求めます。

○結城慎二社会福祉課参事 議案資料21ページを御覧願います。

令和2年度一般会計障がい者福祉費、障がい者福祉支援事業の補正予算について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。令和3年4月に予定される障がい福祉サービスの報酬改定、及び制度改正に対応するため、障がい者自立支援給付支払等システムの改修に必要な経費を追加補正するものであり、金額は132万円となります。

令和3年度における報酬改定及び制度改正については、現在国の社会保障審議会障害者部会において審議されており、改正内容の詳細は明らかとなっておりませんが、システム改修に係る国の補助制度を活用するためには、本年度内に予算措置を行う必要があるため、システム改修費用の補正を行うものです。

2の補正額であります。事業費132万円の財源の内訳は、(1)歳出予算に記載のとおり国庫補助金が57万4,000円、一般財源が74万6,000円となります。

歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2)歳入予算に記載のとおりとなります。

なお、今後示される報酬改定及び制度改正の内容によりましては、システム改修費用の増減や改修の時期に変動が生じることも想定されますが、その場

合、令和3年第1回定例会において改めて予算額の補正や繰越明許費の設定を行います。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではないようですので、お諮りいたします。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、障がい者福祉支援事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、遠隔手話サービス事業について説明を求めます。

○結城慎二社会福祉課参事 議案資料22ページを御覧願います。

令和2年度一般会計障がい者福祉費、遠隔手話サービス事業の補正予算について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、遠隔手話サービスを導入するため、必要な経費を追加補正するものであり、金額は31万5,000円となります。

遠隔手話サービスは、窓口における各種手続の際に、手話または文字での意思疎通を希望される聴覚障がい者に対する支援体制の充実を目的として、タブレット端末を使用しインターネットを介して、北海道聴覚障がい者情報センターに常駐する通訳者が手話通訳などを行うものです。

当市ではこれまで、市役所内に手話通訳者を週1回配置し、聴覚障がい者の各種手続などの対応をしてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症対策及び意思疎通支援体制の充実の観点から、補助制度を活用し遠隔手話サービスの導入を行うものです。

2の補正額であります。事業費31万5,000円の財源内訳につきましては、(1)歳出予算の記載のとおり国庫補助金が3万4,000円、道補助金が28万1,000円となります。

歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2)歳入予算に記載のとおりとなります。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○金兵智則委員 何点かお伺いしたいというふうに思います。

この予算でタブレット端末というのは、何台の予定になっているのでしょうか。

○結城慎二社会福祉課参事 現在購入予定は1台を購入する予定です。

○金兵智則委員 じゃあ1台を使って窓口業務の支援をしていこうということなのですが、道の体制というのはどのようなになっているのですか。

今まで週1回、手話通訳士の方に来ていただいていたと思うのですが、今後タブレットが用意された後というのは、どのような体制になるのでしょうか。

○結城慎二社会福祉課参事 これまで毎週木曜日に2時間手話通訳者を常駐させておりましたが、年度内に手話遠隔サービスを導入する予定ですが、年度内につきましては毎週1回の配置を継続したいと考えております。

新年度4月からについては、毎週1回の配置を廃止して、遠隔手話サービスでの対応としたいと思います。

ただし、通常の手話通訳者の派遣、同行で、様々な手続をする場合については、手話通訳者による通訳も行うことは可能としたいと考えております。

○金兵智則委員 週1の配置は、年度内までということで理解をさせていただきたいと思っておりますけれども、タブレットを使った体制というのは、道のほうでは毎日大丈夫なのでしょうか。

時間帯的にも今まで2時間だったというものが、どれくらい道の体制のほうはどうなっているのかをお伺いしたいというふうに思います。

○結城慎二社会福祉課参事 北海道聴覚障がい者情報センターでの対応でございますけれども、月曜日から金曜日、祝祭日及び12月29日から1月3日を除くということとなりますが、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで常に利用できる体制になります。

○金兵智則委員 これまでよりもサービスが充実になるのかなというふうに思いますので、1日も早く導入していただきたいというふうに思いますけれども、これがこの後予算が通った後、スケジュール的にはどのような形になるのでしょうか。

○結城慎二社会福祉課参事 補正予算可決をいただ

いたあとということになります。その後制度の実施主体であります北海道ろうあ連盟と事業実施の委託契約を締結し、併せて必要機器の購入になります。

それを経た上での導入ということになりますから、現在想定される最も早いスケジュールでいつ、1月中旬から下旬のスタートになろうかなというふうに考えております。

○金兵智則委員 わかりました。

理解いたしました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 私からも伺わせていただきます。

大体の概要はわかったのですが、何点か確認させてください。

特にこの予算を見ると、ランニングコストのことは載っていないような気がするのですが、ランニングコストというのは、どの程度今後かかっていくというふうに考えたいのでしょうか。

○結城慎二社会福祉課参事 ランニングコストでいうと、まず一つは北海道ろうあ連盟に対する委託料ということになります。

委託料は、今年度につきまして10時間で4万1,000円という経費になります。

これは補正の委託料に計上している金額でございます。

もう1点発生するのは、タブレット端末を使用しているインターネットの通信料という、通信回線の使用料ということになります。今想定しているのは機器購入にあわせて2年間の通信料込みの機械を買おうと思っておりますので、具体的に通信料のランニングコストは今回計上していないということになります。

○平賀貴幸委員 そうするとこの購入費の中に、通信コストが含まれているというふうに理解していいということなのですね。

どんな高スペックな端末なのだろうと、金額を見て思ったものですから、それだと理解ができました。

それから今の形で、この4万1,000円の委託料が10時間分だということがわかったのですが、確認ですが来年の3月までで10時間ぐらいの利用を予測しての委託契約を結ぶという形でいいということなのでしょうか。

○結城慎二社会福祉課参事 あくまでもこの予算の議決いただいたあとに締結するのは、来年3月31

日までの契約になりますから、年度内10時間という契約で行いたいと考えております。

○平賀貴幸委員 わかりました。

また新年度は新年度で、時間を増やした形で委託契約をするということになるのだと思います。

それからこの事業は、全道の自治体で全てではないのでしょうか、実施にするのかなというふうに思うのですが、実際のところはどんな感じになるのでしょうか。

○結城慎二社会福祉課参事 今年、新型コロナウイルス感染症の関係もありまして、国も力を入れてこの事業の普及に努めていた、経費的な面の保障も含めてということになりますが、全道的な状況、大変申し訳ありませんが承知しておりませんが、管内的に言うと、今、実施を検討しているのは、網走市及び美幌町のみというふうに聞いております。

○平賀貴幸委員 わかりました。

どのぐらいこれから増えるかというのものもあるのでしょうか、1点気になるのは、向こうの体制なのですが、先ほど月曜日から金曜日までの9時から5時までということなのですが、複数の利用が別の自治体であった場合に、どういう調整をするのかなというのがちょっと気になるのですが、その辺はどんな確認になっているのでしょうか。

○結城慎二社会福祉課参事 現在の情報センターの対応は、現在は手話通訳者3名程度で毎日対応しているという状況でございます。

北海道ろうあ連盟との話の中では、今後、委員御指摘のとおり導入自治体増えることも想定されます。

導入自治体が増えれば、北海道ろうあ連盟の情報センターの体制もどんどん増強していくと考えているということは確認がとれております。

○平賀貴幸委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、遠隔手話サービス事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、介護保険特別会計繰出金についてと、議案第3号令和2年度網走市介護保険特別会計補正予算、保険業務費について関連がありますので、併せて説明を求めます。

○高橋善彦介護福祉課長 それでは議案資料の23ページを御覧願います。

令和2年度一般会計及び介護保険特別会計の補正予算、介護保険システム改修にかかる補正予算につきまして御説明をいたします。

1の補正の理由及び内容であります。介護報酬改定に伴い、介護保険システムの改修を行うため、必要となる財源を一般会計から介護保険特別会計に繰り出すこととし、次の経費を追加補正するものでございます。

システム改修内容につきましては、介護報酬改定や税制改正等への対応と機能を一部追加するものでございます。

また、システム改修費用につきましては、506万円となります。

初めに一般会計になりますが、介護保険特別会計に繰り出す金額につきましては、336万円となっております。

歳出予算における補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては、2の補正額、(1)一般会計の歳出予算に記載のとおりとなっております。

次に、介護保険特別会計になりますが、システム改修費用につきましては506万円となり、その財源につきましては国庫補助金170万円、一般会計からの繰入金336万円となっております。

歳入歳入予算における補正前の額、補正額財源内訳、補正後の額につきましては、2の補正額(2)介護保険特別会計の歳出予算、歳入予算に記載のとおりとなっております。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、介護保険特別会計繰出金について、及び議案第3号令和2年度網走市介護保険特別会計補正予算、保険業務費は、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

か。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、後期高齢者医療特別会計繰出金についてと、議案第4号令和2年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算、医療給付事務費について関連がありますので、併せて説明を求めます。

○清杉利明戸籍保険課長 続きまして、議案資料24ページ資料1号を御覧ください。

令和2年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の補正予算、後期高齢者医療システム改修にかかる補正予算につきまして御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、平成30年度税制改正に伴い、後期高齢者医療広域連合電算処理システムと情報連携をしております、当市の後期高齢者医療システムを改修するため、必要となる財源を一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り出すこととし、次の経費を追加補正するものでございます。

システム改修の内容につきましては、平成30年度税制改正におきます、個人所得課税に係る給与所得等控除から基礎控除へ10万円の振替を行う見直しに伴い、データの授受を行う所得課税情報等の変更を行うものでございます。

また、システム改修費用につきましては、121万円となっております。

次に補正額でございますが、初めに、(1)一般会計の歳出予算でございますが、後期高齢者医療特別会計繰出金では、補正額は繰出金96万8,000円で、補正額の財源内訳は全額一般財源でございます。

また、補正前の額、補正後の額は、表に記載のとおりでございます。

次に、(2)の後期高齢者医療特別会計の歳出予算になりますが、医療給付事務費では、補正額はシステム改修に係る委託料121万円で、補正額の財源内訳につきましては国庫補助金24万2,000円、一般会計繰入金96万8,000円でございます。

また、補正前の額、補正後の額につきましては、表に記載のとおりでございます。

次に歳入予算につきましては、こちらについても表に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですのでお諮りいたします。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、後期高齢者医療特別会計繰出金について、及び議案第4号令和2年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算、医療給付事務費については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、簡易陰圧装置設置支援補助金について説明を求めます。

○高橋善彦介護福祉課長 それでは議案資料の25ページを御覧願います。

令和2年度一般会計高齢者福祉費補正予算、簡易陰圧装置設置支援補助金につきまして、御説明をいたします。

1の補正の理由及び内容であります、社会福祉法人が実施する小規模特別養護老人ホームへの簡易陰圧装置設置に対し補助するため、次の経費を追加補正するものでございます。

金額は、北海道から補助金交付決定の内示を受けた660万円となります。

内容でございますが、市内2カ所の小規模特別養護老人ホームが整備します簡易陰圧装置設置に対する費用でございます。

当該装置につきましては、居室内の気圧を低くすることで、新型コロナウイルス等の感染が疑われるものが発生した場合や感染拡大のリスクを低減するため、ウイルスが外に漏れないよう簡易的な陰圧装置を設置するものでございます。

1カ所当たり330万円の事業費となり、北海道の介護サービス提供基盤等事業費交付金を活用しまして、事業主体が実施するものでございます。

歳出、歳入予算における補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては、2の補正額に記載のとおりとなっております。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 この簡易陰圧装置ですね、一部屋

に設置するものだと思うのですが、介護施設の、介護施設じゃないですね、小規模養護老人ホームの中のどんなようなものなのか、内容について伺います。

○高橋善彦介護福祉課長 こちらの簡易陰圧装置につきましては、居室内、要はお部屋ですね、お部屋の中に簡易的なテントのようなものを広げまして、その中に陰圧する機械を入れまして、それを除菌といいますか、クリーンにして外に出していくというような措置でございます。

○村椿敏章委員 はい、わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑。

○古田純也委員 社会福祉法人が実施する小規模特別老人ホームというのは、現在2カ所しかないということよろしいのでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 今回、この補助制度を使うというところが、2カ所手上げをしたということでございます。

○古田純也委員 では、まだほかにもあって、ほかの要請があれば、また来年度ということよろしいでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 今回はですね、市が所管します地域密着型事業所に対して、市が北海道の指示に基づき事業量の要望を調査したところでございます。

また、ほかの北海道が所管する施設であったり、保健所が所管する施設については、それぞれ要望の調査をしているところでありまして、市内に関してこの事業を使った施設は、この2カ所のみという形になっております。

また、ちょっと来年度の事業はどうなるのかは、ちょっと不透明なところでございます。

○古田純也委員 はい、わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 何点か伺いたいと思いますが、まずこの簡易陰圧装置ですけども、先ほども質疑でテントを広げるということなのですが、一部屋全体を陰圧室にするようなものなのか、それとも一つのベッドだけをやるものなのか、どういうタイプになるのですか。

○高橋善彦介護福祉課長 現在購入を想定しているものに関しては、一部屋というような形になりますので、1ベッドないし2ベッドが入るような形のものというような考えです。

○平賀貴幸委員 そうすると2施設ですので、2床

ないし4床の分の簡易陰圧措置だというふうに理解していいということですね。

○高橋善彦介護福祉課長 委員お見込みのとおりでございます。

○平賀貴幸委員 地域密着型の施設なので、市が担当所管なので、今回この予算ということで、ほかは今、やりとりありましたけれども、ちなみにですが網走市内の特別養護老人ホーム、あるいは老健、場合によってはショートステイもなのかなと思うのですが、必要になるような介護施設と考えると、こんなものくらいかなと思うのですが、既にその簡易陰圧装置を設置している、あるいは陰圧室を持っているようなところとか、そういうのはあるとかないかというのを把握はされていますか。

○高橋善彦介護福祉課長 先ほども若干答弁の中で申し上げましたけれども、市内における入所系施設については、今回の制度を使った陰圧装置の設置というものはないということを確認しております。

○平賀貴幸委員 そこはわかったのですけれども、現有しているところがあるのかなのか、そこは押さえているかどうか、伺いたかったのですけれども。

この制度を使う、使わないのではなくて、もう既に持っているとか、運用ができるところが網走市内の施設にあるのかどうかなのですけれども。

○高橋善彦介護福祉課長 地域密着型の施設につきましては、ないものというような形で認識はしております。

広域にほかの大きい特別養護老人ホームですとか、老健に関しては、実際に確認をしたわけではございませんのでないとは言いきれませんが、そういったようなお話等を聞いておりませんので、ないものと認識はしているところでございます。

○平賀貴幸委員 所管が、結局道がこれから進めていくことになると思うので、そういうことがあってもやむを得ないと思うのですけれども、基本的には今のこの状況を考えると簡易陰圧装置の設置、あるいはその陰圧室を持っているということが多分望ましいのだと思うのですね。

その辺は、道からこういう補助金のものがあるとかないとかという働きがあるにせよですね、そういうものがあれば、ぜひ積極的にということで、網走市からもアプローチをしておくべきだと思うのですが、どうでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 北海道からこういった要

望調査等があった場合につきましては、当然事業所には速やかに周知をしているところでありますし、うちが所管しない部分につきましても、話す機会などがございましたら、そういったところでこういったような事業もあるというような説明はしていきたいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 本当にごく初期の防止には有効なものだと思いますので、ぜひそこは進めていただきたいと思いますが、ところで1カ所330万円の事業費ですけれども、総額が330万円なのでしょうか。そういう理解でこの全額補助金、10分の10でやれるものなのでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 今回のこの簡易陰圧装置の国の交付基準単価につきましては432万円となっております。今回設置する予定のところにつきまして、1カ所当たり330万円という事業費になっております。

国の、すいません、10分の10補助でこちらが設置できるという形でございます。

○平賀貴幸委員 わかりました。

○永本浩子委員長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、簡易陰圧装置設置支援補助金については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、一時保育事業について説明を求めます。

○高畑公朋子育て支援課長 議案資料26ページを御覧ください。

令和2年度一般会計保育所費補正予算、一時保育事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、国の子ども・子育て支援交付金の交付基準額が増額改定されたことに伴い、一時保育に係る事業委託費を増額するため、次の経費を追加補正するものであり、金額は370万2,000円となります。

事業内容でございますが、保育園や認定こども園を利用していない方に対し、一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するものであ

り、当初1施設当たり176万3,000円であった国の基準額が1施設当たり299万7,000円に増額改定されたため、一時保育の受託者であるいせの里保育園、認定こども園つくし、認定こども園潮見の一時保育業務委託費を国の基準額に基づき増額するものでございます。

次に補正額でございますが、歳出予算における補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては、(1)に記載のとおりでございます。財源内訳は国庫補助金、道補助金、基金繰入金、それぞれ123万4,000円でございます。

歳入予算における補正後の額につきましては、(2)に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、一時保育事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、保育所等換気対策事業について説明を求めます。

○高畑公朋子育て支援課長 議案資料27ページを御覧ください。

令和2年度一般会計保育所費補正予算、保育所等換気対策事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、ひまわり保育園及び子育て支援センターひまわりにおける感染症対策として、換気機能付きのエアコンを設置するため、次の経費を追加補正するものであり金額は400万円となります。

事業内容でございますが、ひまわり保育園は、エアコン未設置な部屋2箇所、及び3歳以上児が昼寝の際に使用している遊戯室1カ所の計3カ所、子育て支援センターひまわりは、エアコン未設置の部屋1カ所の、合計4カ所に換気機能付きのエアコンを設置するものでございます。

次に補正額でございますが、歳出予算における補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては、(1)に記載のとおりでございます。財源内訳は全額国庫補助金でございます。

歳入予算における補正後の額につきましては、

(2)に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、保育所等換気対策事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、生活保護事業について説明を求めます。

○江口優一社会福祉課長 議案資料28ページを御覧ください。

令和2年度一般会計扶助費生活保護事業の補正予算について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、平成31年度生活保護国庫負担金の精算のため、所要の費用の追加補正を行うものでございます。

2の補正額ですが、(1)の歳出予算につきましては、被保護者数の減少等により国庫負担金の実績額が申請額を下回ったため、生活扶助費、介護扶助費で954万円を返還するもので、歳出予算の補正前の額、補正額、補正後の額は記載のとおりでございます。

(2)の歳入予算につきましては、医療扶助分の増加により、実績額が申請額を1,322万7,000円上回ったことで、追加交付されることとなったため、増額補正することとし、補正前の額、補正額、補正後の額は記載のとおりでございます。

なお、歳出で増額補正する954万円の財源としましては、国庫負担金の追加交付額1,322万7,000円のうち、返還額として954万円を支出し、残額の368万7,000円は、一般財源に繰り入れする財源補正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、生活保護事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

それでは、議案第2号令和2年度網走市国民健康保険特別会計補正予算、国民健康保険事業準備基金積立金、過年度保険給付費等交付金償還金については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第2号令和2年度網走市国民健康保険特別会計補正予算、国民健康保険事業準備基金積立金、過年度保険給付費等交付金償還金について説明を求めます。

○清杉利明戸籍保険課長 続きまして、議案資料31ページの資料1号を御覧ください。

令和2年度国民健康保険特別会計補正予算、国民健康保険事業準備基金積立金、及び過年度保険給付費等交付金償還金につきまして御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、前年度繰越金及び前年度保険給付費等交付金返還金の確定に伴い、次の経費を追加補正するものでございます。

補正の内容でございますが、1点目は前年度繰越金のうち、平成31年度国民健康保険特別会計の決算剰余金としまして、2,178万1,000円を国民健康保険事業準備基金に積み立てするものでございます。

次に、2点目は平成31年度保険給付費等交付金の確定に伴い、超過分の精算としまして交付金1,715万8,000円を返還するものでございます。

合計では、3,893万9,000円を増額補正するものでございます。

次に補正額でございますが、(1)歳出予算のうち、①国民健康保険事業準備基金積立金の補正額につきましては2,178万1,000円、②の過年度保険給付費等交付金償還金の補正額につきましては1,715万8,000円で、補正額の財源内訳につきましては、いずれの事業も全額繰越金でございます。

また、補正前の額、補正後の額につきましては、表に記載のとおりでございます。

また、(2)歳入予算につきましても表に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第6号網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての所管分、網走市総合福祉センターと、議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、網走市総合福祉センター管理委託料の債務負担行為の補正について、併せて説明を求めます。

○江口優一社会福祉課長 議案資料33ページ資料3号を御覧願います。

網走市公の施設に係る指定管理者の指定について御説明いたします。

本ページ設定一覧の上から2段目、健康福祉部所管の網走市総合福祉センターにつきまして、令和2年11月10日に開催いたしました、指定管理者合同選定委員会におきまして、本施設が高齢者、母子家庭及び障がい者等の福祉を助長し、その向上を図ることを目的として、生活健康等の相談や指導、生活福祉団体の活動を助長すること等に利用されている施設であるため、施設の性質、目的及び利用者等の処遇を含めた事業の継続性を考慮し、特定の団体による管理が望ましいとの理由から非公募とし、令和3年度から令和5年度の3年間につきましても、引き続き社会福祉法人網走市社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定したところでございます。

また、その際の管理委託料の債務負担限度額は3年間で3,965万1,000円となっております。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 従来から福祉センター、それからデイサービスセンターについては、指定管理者の更新があるときに同じような質問を繰り返させていただいているのですけれども、私はやっぱりこの施

設は、公募すべきだというふうに思っている立場でございます。

なぜならば、もう長年ですね、介護保険の制度が始まって、様々な団体がもう育っている状況でありますし、障害者自立支援法から総合福祉のサービスに変わりながらですね、いろいろ何でも育っていつて、福祉団体の地域に育っている状況の中で、公募をしないでそのまま続けるというのは、私は本来ではないのだろうというふうに思っております。

これはいろいろな刺激も含めてですね、与える必要があるのだというふうに思いますし、事業の変化も考えなければいけない。

他の自治体の事例を見ても、この辺の施設は公募しながらやっているところも増えてきている状況は、前進的ですから一気に増えるようなことはありませんけれども、少しずつ出てきている状況があるのは、制度開始から明らかになっていることだと思うのです。

その辺を踏まえて、公募せずに非公募にした理由をもう少し教えていただきたいと思えます。

○江口優一社会福祉課長 網走市総合福祉センターの業務としましては、生活相談や健康相談、更生相談を行う。

また、講習会、研修会、集会場及びレクリエーション等の実施及び集会等施設を提供することなど、総合福祉センターでやることとなっております、社会福祉協議会はこのような業務を福祉団体中心として行っており、施設の目的にかなった事業を行っていることから、指定管理者としてふさわしいと判断したものでございます。

また、この社会福祉協議会につきましては、様々な福祉団体の事務局を担っておりまして、協議会が福祉センターを管理することで、福祉団体との情報交換等を円滑にできるというメリットもあると判断し、非公募としたところでございます。

○平賀貴幸委員 別に社会福祉協議会さんにその能力がないとか、そういうことを申し上げているのではないので、そこは認識していただきたいのですけれども、私が申し上げているのは、今おっしゃったような業務というのは、他の福祉団体でも基本的にはできることばかりだということなのですね。

だからこそ、公募をかけて実際に事業を見直すところがないかというところを数年に一度、見直すというのも指定管理者の一つの仕組みや役割だと思うのです。

だからこそ、公募を今後は検討すべきだと、今回公募を改めてするというか、そういう話をするつもりはもちろんですけれども、今後はこの種の施設は他の団体でもできますから、公募をしてですね、改めて企画をお互いに競い合わせながらやっていくという形にして、よりよい状況をさらにつくるというところを行政として進めていくべきだと思うのですけれども、いかがでしょう。

○江口優一社会福祉課長 今回、平賀議員のおっしゃったことも参考とさせていただきます、次回の選定等につきましても検討させていただきたいと考えます。

○平賀貴幸委員 非公募と公募で、それぞれの施設でいろいろ考え方が分かれるのだというふうに思います。

ただ繰り返しますけれども、この種の施設については、もう既に社会福祉協議会さんじゃなくても、運営できる団体があるというのが現実だと思いますし、社会福祉協議会さんの本来業務の利害関係の調整の中心にいろいろやっていって、地域の福祉に取り組んでいくという方に制度化したほうが、福祉のまちづくりとしていいという考え方を持っている自治体もあって、動いているということもぜひ押さえながらですね、研究や検討していただきたいと思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

確認ですが平賀委員は、指定管理者の今回の指定については賛成ということで捉えてよろしいでしょうか。

○平賀貴幸委員 申し上げたとおりです。

○永本浩子委員長 それではお諮りいたします。

初めに、議案第6号網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての所管分、網走市総合福祉センターは、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に、議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、網走市総合福祉センター、管理委託料の債務負担行為の補正については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第6号網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての所管分、網走市老人デイサービスセンターの説明を求めます。

○高橋善彦介護福祉課長 それでは議案資料の33ページを御覧願います。

網走市公の施設に係る指定管理者の指定につきまして御説明をいたします。

指定管理者に管理を行わせる施設及び債務負担行為額設定一覧の上から2段目、健康福祉部所管網走市老人デイサービスセンターにつきましては、自立生活の助長、社会的孤独感の解消、心身機能の維持向上、さらに家族の身体的、精神的な負担軽減を図ることを目的に設置しておりまして、平成18年度から、社会福祉法人網走市社会福祉協議会を指定管理者に選定し、現在在宅の高齢者を対象として介護予防、日常生活支援総合事業の通所型サービス、及び介護保険事業の通所介護を実施しているところでございます。

令和2年11月10日に開催いたしました、指定管理者合同選定委員会におきまして、施設の性質、目的及び、利用者等の処遇を含めた事業の継続性を考慮し、特定の団体による管理が望ましいとの理由により非公募とし、令和3年度から令和5年度の3年間につきましても、引き続き社会福祉法人網走市社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定したところでございます。

また、その際の管理委託料の債務負担行為額につきましても、管理団体の自主財源となる介護予防日常生活支援総合事業及び介護保険事業に伴う収入による維持管理となるため、3年間でゼロ円となっております。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第6号網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての所管分、網走市老人デイサービスセンターについては、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

ここで理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

10分間の休憩をとりたいと思います。

午前10時52分休憩

午前10時59分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

次に、教育委員会関係に入ります。

初めに、議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、教員住宅確保対策事業について説明を求めます。

○小松広典学校教育課長 議案資料の29ページを御覧願います。

令和2年度一般会計補正予算のうち、教育委員会費、教員住宅確保対策事業の概要について御説明いたします。

補正の理由でございますが、株式会社網走振興公社が教職員住宅として借り上げしている、民間アパート2棟の借り上げが今年度末で終了することに伴い、入居者に対する移転補償と、今年度の入居者が当初想定を下回ったことにより、家主に対する家賃相当額の不足が生じるため、所要の経費を追加補正しようとするものでございます。

補正の内容につきましては、当初見込みより増加しました、空室等に対する家賃相当額の保障として、314万4,000円でございます。

また、移転補償単価の増、移転対象戸数の増、仲介手数料の支援により、移転補償としまして197万1,000円でございます。

事業費につきましては、負担金補助及び交付金として511万5,000円の増、財源につきましては2の(1)に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 この空室等による家賃相当額の補償314万4,000円なのですから、この1年間の損失補償なのですか。

○小松広典学校教育課長 今年度分の空室の分の金額となります。

○村椿敏章委員 では、過去にもこの損失補償というのはされているのでしょうか。

○小松広典学校教育課長 空室に係る家賃につきましては、かかるものですので、空室が生じた場合についてはこれまでも保障しているものでござい

す。

○村椿敏章委員 この借り上げの住宅というのは、今季で終わりということですのでけれども、今回補償する部分以外にも借り上げの住宅はあるのですか。

○小松広典学校教育課長 民間から借り上げている住宅につきましては、この2棟36戸でございます。

今現在は36戸でございます。

○村椿敏章委員 ということは、来年度からこの借り上げの住宅はないというふうに考えてよろしいですか。

○小松広典学校教育課長 そのとおりでございます。

○村椿敏章委員 わかりました。

○永本浩子委員長 それでほかに質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 ちょっと確認させていただきませうけれども、空室等に対する家賃相当額の補償というのが、年度途中でこうやって発生するのを見るのは、私の記憶では初めてなのかなと思っていますけれども、これは今年度いっぱい借り上げ期間が終了するから、そもそもここを選んで仕方がないとか、そういう理由で空室が生じたというふうに考えていのでしょうか。

○小松広典学校教育課長 もともと入居されている方につきましては、3月の時点で、令和2年度で、この住宅は終了するということはお伝えしております。

その中でも空室が出ますと、やはり補償金額は増えますので、1年ですけれども入っていただける方はいますか、というような声かけもさせていただきまして、できるだけこの辺の家賃補助ですね、空室に対する家賃の補助が出ないような、金額として増大するようなことがないような工夫をさせていただいて、この辺については制度を運用させていただいたという状況でございます。

○平賀貴幸委員 理解させていただきました。

それでも、どうしても生じる部分が補正で出てきたということで理解させていただきますが、その際、1年だけでもという方を中心に、移転補償はあるということは最初から織り込み済みの契約になっていたということで考えていいのでしょうか。

○小松広典学校教育課長 移転補償につきましては、当初予算で見込んでおり基本的といたしますが、移転補償があるという形でのお話をさせていただいております。

○平賀貴幸委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、お諮りいたします。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、教員住宅確保対策事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、スクールバス密集対策事業について説明を求めます。

○小松広典学校教育課長 議案資料の30ページを御覧願います。

令和2年度一般会計補正予算のうち、教育委員会費スクールバス密集対策事業の概要について御説明いたします。

補正の理由でございますが、スクールバスの運行に関し密集を避ける感染予防対策として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、登校便を増便しているところでございますけれども、現在の感染の状況から引き続き増便運行するため、所要の経費を追加補正しようとするものでございます。

事業の内容につきましては、現行の登校便の増便につきましては、冬季休業に入る前までとしておりましたが、これを継続する形で冬季休業明けから春季休業の前まで4台増便する内容でございます。

事業費につきましては、委託料770万円の増額、財源につきましては2の(1)に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それでは、議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、スクールバス密集対策事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第6号網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての所管分、網走市屋内ゲートボール場と議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、網走市屋内ゲートボール場管理委託料の債務負担行為の補正について、併せて説明を求めます。

○阿部昌和スポーツ課長 議案資料の33ページ資料3号を御覧ください。

議案第6号網走市公の施設に係る指定管理者の指定について御説明いたします。

資料の下から1段目、網走市屋内ゲートボール場につきまして、令和2年11月10日に開催しました指定管理者合同選定委員会におきまして、応募された1社により事業計画等の提案説明を受け評価し、令和3年度から令和5年度の3年間につきましても、引き続き公益社団法人網走市シルバー人材センターを指定管理者の候補者として選定したところでございます。

また、その際の管理委託料の債務負担限度額は、3年間で1,618万2,000円でございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○金兵智則委員 ちょっとお伺いしたいと思うのですが、令和3年度から5年度が1,618万2,000円の管理委託料だということなのですが、これは前回の3年間と比べて、どのような形になっているのかをお伺いしたいというふうに思います。

○阿部昌和スポーツ課長 委託料の前回と今回との差につきましては、前回の3年間分で1,498万2,000円ございましたので、今回とは120万円の差ということになります。

○金兵智則委員 120万円の増額が3年間であったということですが、ざっくり年間40万円の値上がりになるのかなというふうに思うのですが、料金収入の部分については前回の3年間と比べてどうなのでしょう。

○阿部昌和スポーツ課長 3年間での利用料収入ということになりますと、前回に比べまして今回は30万円程度が減少する見込みで積算しているところでございます。

○金兵智則委員 屋内ゲートボール場ですが、屋内というか、屋外というか、そういう施設なのかなというふうに思いますけれども、今、コロナ

の影響によってその施設の使用頻度というのは、どのように変わってきていて、それで何十万円かのダウンだけで済むものなのかどうなのか、その辺はどうなのかをお伺いしたいというふうに思います。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時12分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

金兵委員の質問に対する答弁から。

○吉村学社会教育部長 コロナ禍の影響も踏まえた利用収入に対する考え方でございますが、まず積算に当たりましては、過去3年間の利用ベースで平準化して積算をさせていただきまして、指定管理を請け負っていただくところとは、これからゲートボール需要などもございますので、利用の振興については、協議をしながら少しでも利用増につながるような形を利用者に検討していくことになっておりますが、このコロナも踏まえて、今後利用者が減少していくというところにつきましては、毎年度収支の差額を見ながら、その利用状況、利用収入が減少となる大きな部分については、その補填も含めて単年度で協議をしながら適切に対応していこうということで考えております。

○金兵智則委員 わかりました。

今後状況を見ながら対応していただけるということでしたので、それでいいのかなというふうに思いますけれども、多分今年度1年間と過去の2年間の平準化してしまうと、多分それでは計算上うまくいかないんじゃないのかなというふうに思います。

それを踏まえての今後、また1年ずつ見ていくということですので、それで理解をさせていただきたいというふうに思います。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。

初めに、議案第6号網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての所管分、網走市屋内ゲートボール場については、全会一致により原案可決すべきとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永本浩子委員長 次に、議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中所管分のうち、網走市屋内ゲートボール場管理委託料の債務負担行為の補正に

については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、網走市体育施設管理委託料の債務負担行為の補正について説明を求めます。

○阿部昌和スポーツ課長 議案の事項別明細書12ページを御覧ください。

令和2年度一般会計補正予算網走市公の施設の指定管理委託料の中間見直しに伴う債務負担行為の設定について御説明いたします。

下から1段目の網走市体育施設につきましては、平成30年度から令和5年度の6年間、株式会社日専連オホーツク網走を指定管理者として運営しております。

今回指定から3年が経過したため、運営状況のヒアリングを行い経費等の見直しをしたところ、今後の3年間において消費税率10%への引上げ、人件費に係る最低賃金の引き上げ等により経費の増加が見込まれることから、令和3年から令和5年までの3年間の管理委託料の債務負担行為限度額を増額することといたしました。

見直し分の限度額は、令和3年から令和5年までの3年間で1,393万2,000円でございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 今回の見直し分の中で、先ほどのゲートボール場でもあったと思うのですが、利用料のですね、減少なども見込んで見直しをされているのでしょうか。

○阿部昌和スポーツ課長 そういう分も見込んでの積算となります。

○村椿敏章委員 見込んでのというのは、どれほどかわかりますか。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時20分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

村椿委員の質疑に対する答弁から。

○阿部昌和スポーツ課長 まず、利用料のほうの前回との比較でございますが、前回から利用料は体育

施設全体になりますけれども、利用料として710万円程度の減額を見込んでおります。

それに対しまして、人件費等が806万円程度、その他管理費、事務費経費等も前回から比べまして3年間で100万円程度増加していることから、全てを合計いたしまして、先ほどの1,393万2,000円ということになります。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時36分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

村椿委員の質疑に対する答弁から。

○古田孝仁財政課長 それでは、指定管理者の債務負担に関するところでございますが、体育施設といたしまして1,393万2,000円の債務負担額の追加という内容の詳細でございますが、個別的な施設で申し上げますと市民健康プールにつきましては3カ年で263万1,000円の追加、こちらは主に燃料費が高くなっているところでございます。

そして、スポーツ・トレーニングフィールドにつきましては、384万9,000円の追加でございますが、こちらにつきましては、利用料の収入を見込んでいる利用者数が落ち込んでいるということですので、その辺の利用の実態を反映して追加となるものでございます。

また、オホーツクドームにつきましては、725万1,000円の追加となっております。こちらについても大きい要因といたしましては、燃料費の増というものでございます。

続きましてスキー場でございますが、こちらは235万8,000円の減ということでございます。

こちらは、人件費の見直し等が行われた結果でございます。

また、スケート場におきましては80万1,000円の減ということで、こちらにつきましても人件費の見直しを行ったものによるものでございます。

説明は以上です。

○村椿敏章委員 わかりました。

ありがとうございます。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

それではなきようですので、お諮りいたします。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算

中、所管分のうち、網走市体育施設管理委託料の債務負担行為の補正については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

ここで理事者入替えの予定でしたけれども、理事者のほうから、このまま続行していただいて構いませんとの申し出がありましたので、次の審査に入りたいと思います。

それでは次に、請願の審査を行います。

初めに、請願第13号「おいしいまち網走」の学校給食の未来をともに考えることを求める請願について審査いたします。

この請願第13号は、本年3月6日に当委員会に付託されましたが、請願者より12月7日付で取下願が提出されております。

委員会として、請願第13号について取下承認すべきものとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように扱わせていただきます。

○永本浩子委員長 それでは次に移ります。

請願第19号学校給食の一部集約及び調理業務等の民間委託をしないよう求める請願について審査いたします。

この請願について、委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思います。

○古田純也委員 網走の給食は、大変、ご異動されてきた先生方からも評価が高く、おいしいという話を、よく私は以前の職場で学校を出入りしていたので聞いてはいたのですが、おいしい給食を今以上にですね、あげたいという、大変、親としてはありがたい話なのですが、実際には物価上昇がしておりますし、雇用の見直しのことを考えると賃金上昇なんかを、行き着くところはやはり給食費値上げという問題に私は到達するのかなと思います。

ただ、それを本当に保護者が望んでいるかどうかを考えると、この意見についてはなかなか採択できないと思います。

○永本浩子委員長 不採択ということでよろしいでしょうか。

○古田純也委員 はい。

○永本浩子委員長 それでは、ほかに御意見いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 私は、給食費が上がるというふうには考えなかったのですけれども、まずこの請願の中で市役所案一択の解決ではなく、調理員の賃金も含めた雇用体系の見直し、例えばパートタイムを認めるなどという部分で、ちょっと気になったところだったのですが、実際ね、調理員の雇用体制の見直しというの、今の現状はどうなっているのか、今の現状でいくと、パートタイムというのはないということなのですかね。

現状をちょっと知りたいなと思ったのですが、確認したいのですけれども。

○永本浩子委員長 理事者のほうでお答え願えますか。

パートの職員が、現在いるのかどうかという。

○小松広典学校教育課長 現在の学校給食の調理員の雇用形態でございますけれども、調理員につきましては正職員が6名、それから会計年度任用職員という形で35名おりますけれども、会計年度任用職員につきましてはパートタイムの勤務形態となっております。

○村椿敏章委員 そのパートタイムということなのですが、これは認められていると。1日8時間の、1日の労働時間は何時間ですか。

1日7時間とか、そういう時間で決まっているということですか。

○小松広典学校教育課長 パートタイムの会計年度任用職員の勤務時間は、1日6時間となっております。

○村椿敏章委員 わかりました。

今現在は6時間と。

なかなかこの給食調理員がね、集まらない理由として、その6時間が長過ぎてね、うまく対応できないとかそういうこともあると思うのですが、その点についてはどうなのでしょう。

○永本浩子委員長 これは委員会での請願に関する審査なので、理事者と話す場ではないので必要なことだけをお願いしたいと思います。

○村椿敏章委員 言っていることはわかりました。

ちょっとその辺もね、確認したいなと思ったものですから、そんな話になりました。

私の意見としてはね、やはり今の調理員が集まらないという部分を改善することで、民間委託しないようにできるのではないかと考えているものですから、今話をさせてもらったのです。

ぜひですね、この請願を採択して、何とか今のお

いしい網走の給食を残してほしいと思うので、この請願については採択すべきと考えております。

○永本浩子委員長 それでは、ほかの委員の皆さんはいかがでしょう。

○金兵智則委員 結論から先に言わせていただければ、採択すべきだというふうに私は思います。

多分、最初の古田委員が言ったのは、今よりもより良いという部分を突き詰めていくと、給食費が上がるという話だったのだというふうに思うのですけれども、今のものを維持するような議論をしていくのではなく、上を見て議論していきましょうよと、それで維持が保たれていくのですよって意味なのだ、僕は思うのですよね。

ただ、ものをよくして給食費上げろっていう請願では僕はないとっていて、民間委託をしなくても議論を重ねていく上で、おいしい給食を保てるというところもあるというところもありますし、あと調理員の不足の部分について言えば、これは多分、書いていることを当たり前のこと、当たり前のようにやって、当たり前調理員を採用してくださいという、普通の民間企業であれば当たり前のことをやってくださいと言っていることだと思うので、そんなに難しいことを言っていることでは、僕はないと思います。

なので、これは普通に採択すべきだというふうに僕は思います。

○永本浩子委員長 ほかの委員の皆さんはいかがでしょう。

○工藤英治委員 少し長くなりますが、人力から動力に変わった、そして蒸気から電力に変わった、その代わりと同じように、今、現社会デジタル化を急速に進めなければならない時代になっていると思っております。

そんな意味合いからも、教育が社会参加に適した人を育てていくに当たって、英語またプログラミング等が必須になってきております。

呼人の現状を考えると、呼人の中学校が平成元年に62人おりました。

そして小学校は108人、それが今、小学校が30人、そして令和6年には14人になります。

そして呼人の中学生は現在18人です。

このことを鑑みると、教職員の適正配置ができるのか心配です。

今、学校給食の合理化の話でございますが、先ほど指定管理者等制度の中でも、民間がそれぞれノウ

ハウを蓄積しているから、公募で進める時代になってきております。

そのことを鑑みると、合理化されても、なおよりよく安全で安心な学校給食等は進めていけるものと思っております。

子供の教育環境をより一層充実させていくには、そちらのほうが今、最も大事なことであって、学校給食を持続する形を議論して、もしそれがなし遂げられたとしても、逆に本当に子供の教育環境が遅れていくのではないかと、速やかに学校統廃合等を考え、より教育環境を整えるのが専決ではないかなと思うので、この付託請願に対しては不採択とさせていただきます。

○平賀貴幸委員 まず、この請願については、学校統廃合の話は全く関係ないので、それは参考というか、そういう話もありましたけれども、全く関係がないということは申し上げておきたいと思っております。

その上で、実際にこれまでのやり取りを、この課題について考えているときに、まだまだ議論をしなければいけない状況にあるなどというのは、私の認識するところですので、こういう請願が出てくるのもやむを得ないのだろうと思うのが1点、それから詳細は申し上げませんが、つい最近ですね、学校の校外学習において、アレルギーのあるお子さんに対する食事の提供について問題が生じたということを把握しております。

多分、教育委員会もわかっていらっしゃると思いますが、そこも結局、外部の委託をされている食事を出す機関が運営をしている施設における状況でしたので、やはりその外部委託をするのと直営とでは、幸いそこは事故になっていないのですけれども、事故が生じかねないことが起こり得るということは、確率としては高まるのだなということ、一つまた証明したことなのかなという認識を私もしているところでは。

そういった事象がつい最近あったことも踏まえてですね、やはりまだまだ学校給食を集約する、一部とはいえ、することあるいは調理業務を民間に委託することについては、議論しなければいけない課題だなという認識であります。

そういったことを踏まえながら、この請願については採択をして、引き続き議論をするということが私は必要だろう、肝要だろうというふうに思うところです。

○永本浩子委員長 そのほか。

○近藤憲治委員 それでは、私の見解を述べさせていただきたいと思いますが、まずこういった形でですね、市政の案件に関心を寄せいただいているということについては、感謝を申し上げたいと思います。

ただ、先ほど工藤委員の発言の中にもありましたけれども、やはりこの手のお話は、網走市の将来像を考えていくところから逆算をして手を打っていく必要があるというふうに考えています。

網走市が過去に策定をした人口ビジョンでは、小学校、中学校に通う年少人口というのがざっくり言ってしまうと、2040年には今の半分になるというのはもう明確に書かれています。

その中で、学校としての機能をどう持続可能な形にしていくのか、さらにそこに付帯している給食や部活動をどうしていくのかという全体像を考えながら、今打っていく手を導き出していくという作業が必要だと思えます。

学校給食をどう維持していくかという点については、公共サービスとしての質を維持しながら、どうダウンサイジングをしていくのか。

また、既に現場で露見をしている調理の担い手の確保の問題というのをどう解決していくのか。

一方で、現在の網走の学校給食が持っている良い部分をどう伸ばしていくのか。

また、学校給食に内包されている課題、先ほど古田委員も御指摘をされていた原材料費の高騰ですとか、また給食費の未納の問題等であります。

最後に、そういったもろもろの取組を地域内の資本の好循環を生み出すためのアプローチに、どうつなげていくかというような視点で考えていく必要があると思っております。

そういう点でいきますと、網走市はこれまでも人口減少を念頭に置いて、また一方で、財政の健全化ということも念頭に置いて行政改革に取り組んできたというふうに認識をしております。今まさにこの請願で、今話題となっている学校給食の一部集約及び調理業務の民間委託というのは、その大きな流れの中に位置づけられているものというふうに認識をしているところであります。

ですので、るる述べさせていただきましたけれども、やはりこの請願の文言には、未来の給食に向けた議論を望んでいるということですが、まさに今、教育委員会が考えているこれからの流れ、そして、これまでの所管事務調査で明らかになってき

ている部分も含めて、未来の給食、まさに今やっている最中でありまして、私の考え方といたしましては、一つの方向性としては民間委託をして、持続可能性を担保していくという部分にはですね、重きを置いているわけですので、そういった点ではこの請願第19号のタイトルにも書かれておりますが、民間委託をしないというふうに明確に考えておられる思いについては、見解が一致しないということですので、不採択というふうに考えております。

○永本浩子委員長 それでは、採択が3名、不採択が3名ということで、請願第19号学校給食の一部集約及び調理業務等の民間委託をしないよう求める請願については、意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査することとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 このあと、請願3件が残っている状況ですが、時間的に昼食の時間が近づいておりますけれども、このまま続けたほうがいいのか…

続けてよろしいですか。

それでは、次の請願に移りたいと思います。

では、請願第20号給食の今後に対して民意を取り入れる請願について、それぞれの皆さんの御見解をお示しいただきたいと思えます。

○平賀貴幸委員 理由を申し上げるまでもなく、採択だと思えます。

民意を取り入れていくのは当然のことですので、どのような学校給食の変更がこの後あるにしろにしろ、民意を取り入れる仕組みをしっかりとつくっていくというのは大切なことだと思います。

ですから、採択をしていただきたいというふうに思えます。

○永本浩子委員長 ほかの委員はいかがですか。

すみません古田委員、マイクが入っていないようです。

○古田純也委員 はい、申し訳ございません。

もう一度最初から。

市民の意見を取り入れるための談話会を設置することなので、懇話会ですね、私はこれは採択したいと思います。

○永本浩子委員長 採択でよろしいですか。

古田委員、採択ということでよろしいでしょう

か。

よろしいですか。

○古田純也委員 はい。

○永本浩子委員長 それではほかの委員、いかがでしょうか。

○工藤英治委員 20号、21号、22号、同じような、近いニュアンスで出されているのですが、ここでもやはり、集約化を進めるのではなくという文言が入っていて、結局、記の1でもそうですが、時間をかけてというけれども、私としては時間をかけるこういう場を設置するのではなくという考えでございます。

ですから、いろんな考えがあります。

ですけれども、私としてはこういう議論する時間は、痛ましいと思っているので、不採択といたします。

○永本浩子委員長 他にいかがでしょうか。

○村椿敏章委員 私は、民意を取り入れる請願は採択すべきだと思います。

○永本浩子委員長 それでは、ほかに。

○金兵智則委員 今、多分請願20号の民意を取り入れる請願について、やっているという理解で僕はいるのですけれども、その中に多分、工藤委員が言っていたその時間をかけてっていう言葉がちょっとよくわからなくてですね、この酌む機会をつくることを求めるところは、その時間をかけるということをおっしゃっているのかどうなのか、請願第21号でいけば段階的な集約化と、これが時間的なことなのか、ちょっとその辺がよくわからなくて、今後進めていくに当たっても、その民意を入れる、取り入れるための請願ということですので、これをやると時間が遅くなるのかなというところで、ちょっと先ほどのやつがよくわからなかったのですけれども、僕的にはこれはやっぱり通すべきだというふうに思います。

○永本浩子委員長 ほかに。

○近藤憲治委員 それでは、私からもお話をさせていただきます。

総論的に書いてあることは極めて当たり前のことなのですけれども、これまでの所管事務調査の中で新たに懇話会を設置するということが明らかになって、その話がベースになってこの請願だと思っておりますけれども、例えば市民からの委員募集が2名であること、それから懇話会の開催を平日日中であることということなのですが、それに対して、市民の参

画がしづらいんじゃないのかという御指摘だと思うのですよね。

この部分というのは、まさにこれから運用していく話なので、どういう考え方で運用するのかというのをちょっとまず基本的に伺ってみたいのですけれども、よろしいですか。

懇話会を。

○林幸一学校教育部長 この懇話会の運用につきましては、公募に関しましては2名ということで進めさせていただいたというところがございますけれども、今現在できるならば今月中に1回目を開催できないかなというふうに考えておまして、事務を取り進めているところでございます。

また、委員会の開催につきましては、例えばこの中で書かれております、開催時間等につきましては、こちらは委員さんそれぞれの御都合もあるかと思しますので、柔軟な対応をしていきたいということで考えているところでございます。

○近藤憲治委員 運用の考え方は伺わせていただきました。

こういった請願が出てくるということは、民意を取り上げていないというふうにお思いなのか、またはこれから取り入れられないのかもしれないという懸念なのか、ちょっとその辺のニュアンスは判然としませんが、私が見る限りこれまでのプロセスでも十分に市民の意見を酌み取る機会、または教育委員会の考え方を伝える機会を設けてきていますし、これからも設けていくという考え方は、所管事務調査の過去の流れでもわかっていますので、ここで特段きちんと請願を採択してどうこうという必要性について、私は感じておりません。

以上です。

○永本浩子委員長 結論としては不採択でよろしいでしょうか。

○近藤憲治委員 不採択で。

○永本浩子委員長 それでは皆さんから御意見いただきまして、採択が4名、不採択が2名ということで、請願第20号学校給食の今後に対して民意を取り入れる請願については、意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査とすることとして決定してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それではそのように決定いたしました。

では次の、請願第21号学校給食の調理場集約化に

対し段階を踏むことを求める請願についての御意見を伺いたいと思います。

○平賀貴幸委員 前回、委員会を開いたときにですね、給食について議論する機会がございました。

私はそのときにも現行の市から、教育委員会から伺っているのは、2か所に一部集約をするという形ですけれども、様々な距離的なものですか、移動の状況だとかをもろもろ考えるとなかなか2か所では無理があって、現行では東小学校を含めてどうしても集約化は避けられないのであれば、3か所からスタートしたほうが安全性もそうですし、様々な課題も解決しやすいんじゃないかっていうふうなこともちょっと申し上げた経緯もございます。

ですから、段階的という表現ですけれども、基本的にはどうしてもこの計画が進むのだということであれば、まずは3か所から始めたほうがまだいいだろうというふうに思っているものですから、そういう意味では段階的になるのかなと思いますので、採択ということでもいいのかなというふうに思います。

○永本浩子委員長 ほかの委員さんの御見解いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 私も今の東小側のほうの運搬の時間がですね、かなり長くなるんじゃないのかという不安もありまして、やはり集約化を一気に東小側のほうも含めてやってしまうのは無理があると思うので、段階踏んでやるというこの請願については採択すべきだと思います。

○永本浩子委員長 それでは、ほかの委員さんいかがでしょうか。

○古田純也委員 やはりこれからやろうとしていることが、まさにこの児童数の推移を見ながら段階の集約化ということなので、ただここで決めるものなのかどうなのかという請願については、ちょっと私もわかりかねる部分があるのですけれども、採択でします。

○永本浩子委員長 ほかの委員さんはいかがですか。

○工藤英治委員 20号から22号までは、同じような形なのでないかと思っております。

それぞれの本当に意見、考え方がございましょうけれども、学校給食に関しましては民間で合理的な形で運営されていいものと思っております。

基本的に。

そのことを考えるとき、民間に委託して不安と

か、そういうことのない時代になっているにもかかわらず、それを否定されるような中身で、そしてさらに私たち自身が、そういったものに対して意見を挟みながら集約していくよりも、教育関連の人が給食をしっかりと先を見据えながらやって、提案させていただき、それを審議させていただくだけで私としては十分と思っておりますので、この件に関しても不採択とさせていただきます。

○永本浩子委員長 ほかの委員さんいかがでしょうか。

○近藤憲治委員 これまでこの第21号について、お話の中でその段階的というニュアンスは理解をさせていただきましたけれども、そもそもこの学校給食の調理場集約化、さらに一部の民間委託に関しては、私としては前段申し上げたとおり大きな流れの中で段階を踏んできた、逆算してみれば親子化だって、そのプロセスの中にはまっぴりしてですね、これまで積み上げてきているものです。

ですから、これは別にとってつけたように始まった話でもないですし、きちんと段階を踏んで行われているものというふうに認識をしておりますので、見解がちょっと違うなというふうに受け止めさせていただいておりますので、この請願については不採択とさせていただきますと思います。

○永本浩子委員長 そのほかよろしいですか、金兵委員。

それでは、現在のところこの請願に関しては採択が3名、不採択が2名ということで、請願第21号学校給食の調理場集約化に対し段階を踏むことを求める請願に関しては、意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査することとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、そのように決定いたしました。

それでは続きまして、請願第22号学校給食の品質向上を求める請願について、それぞれの委員の皆さんのご見解をお聞きしたいと思います。

○古田純也委員 この件に関しては、やはり品質向上という言葉で私も先ほど申し上げました。

最終的には、給食費の値上げにつながるのではないのだろうかと思ひまして、不採択させていただきます。

○平賀貴幸委員 品質を向上させたから採算がとれなくなるのだとか、価格が上がるとかそういうもの

ではないのですよね。

一方で、品質が下がれば価格が下がるとか、給食費が下がるとか、そういうそういうものでもないのですよ。

市場でものが動くものですから、人件費や食材費が上がれば、それは経費的に耐えきれなくなれば初めて給食費は上がる。

これは当たり前の話なのですよね。

ですから、品質の向上そのものが経費の上昇で、そのまま給食費の値上がりにつながるというわけではないので、そこはちょっと認識が違うのだというふうに思います。

それは置いておくのですけれども、学校のケースについてもそうですけれども、どんなものもそうだと思います。

品質の維持向上をしながら、コストもうまくコントロールするということを目指しながら、どんなこともやってくのだというふうに思うのですよね。

給食は、子供たちが食べるものとして大切なものですから、それについて品質の向上を常にしていって、そのための様々な仕組みをつくっていくということ、あるいは児童生徒の声を聞いていくという仕組みをつくる、これは今もやられていますけれども、さらにそれを深めていくということは当然大切なことで、行政としては常に追い求めなければいけないことだと思います。

ですから、ここの請願については採択すべきだというふうに思います。

○永本浩子委員長 ほかの委員の方はいかがでしょうか。

○村椿敏章委員 今回の懇話会をつくるということも含めて、この学校給食のことについてしっかりと議論していく場を設けるということですから、品質向上に向けてもね、網走がやれること、学校給食でやれることを追求すべきだと思うのですよね。

学校給食で網走の町がよくなる、網走に住みたくなる、そんなまちづくりができたらいいなと私も思いますので、ぜひこれは採択してほしいと思います。

○永本浩子委員長 ほかの委員さんはいかがでしょうか。

○近藤憲治委員 この請願第22号については、3月の定例会にも似たようなといいますかですね、ちょっと私が議論させていただいたのですが、大変様々な御懸念や御心配があるのだなというふうに文言を

読みながら思う一方で、その根拠はそもそも何なのだろうかというのが、極めてよくわからないケースが多々あります。

例えば、この全文の中を読ませていただくと、例えば手間暇の都合で現在の品質が守られなくなるとかですね、調理工程を省略するために使用する食材の変更がありうるとかですね、そんなことを不安の声として上げられていますけれども、そもそもちょっと教育委員会にもう1回確認したいのですけれども、そんな説明もどこかでしているのですか。

○小松広典学校教育課長 今回の保護者とPTA関係の役員さんに説明させていただいている中で、献立の作成それから食材料の調達につきましては、これまでどおり直営で行うという説明をさせていただいております。

○近藤憲治委員 もう一つですね、この文言の中にある調理工程を省略するから食材の変更がありうるとか、そういった説明もしているのでしょうか。

○林幸一学校教育部長 説明会の中でお話しさせていただいていますのは、調理工程等についてもですね、献立の作成は直営のほうでやらせていただきます。

それに伴っての調理工程、作業等についても、今私どもが考えているのは、管理者等を通じてしっかり指導していきますということをお話しさせていただいているということでございます。

そういう説明をさせていただいていますので、こういったここに書かれているようなことは、私どもからはお話しをしていないところでございます。

○近藤憲治委員 そう考えると、この前文に書いてあることは請願を出された方なのか、それともそれを紹介された方なのか、どなたかよくわかりませんが、そういう思いというか、考えをここに書かれたというふうに受け止めさせていただきました。

あくまでも、一つの政策に対しての最終的な予算が出ていたときの判断になるかと思いますが、やはり事実の積み上げ、考え方の積み上げ方で、きちんと判断をしていく必要があると思いますので、こういった思いとしてあるということは受け止めさせていただきますけれども、それをそうですよねということで、ここで私が承諾する形にはできかねますので、この請願については不採択とさせていただきたいと思います。

○永本浩子委員長 それではほかの委員の皆さんい

かがでしょうか。

○金兵智則委員 まずこの請願について書いてあることについては、まずはそのとおりでなというふうに思います。

子供たちの声を聞くこと、市民の声を聞くこと、今も多分やられていることなのだと思いますけれども、それを継続して行って、もっとしっかりとした仕組みづくりをしてくださいということでもありませんし、今これは思いを勝手に書いてあるだけだから賛同できないというようなお話もありましたけれども、一方で多分調べたところそういった事例もあったからこそ、このように書いてあるのだというふうに思います。

それが網走に通じるかどうかというのは、また別問題なのかもしれませんけれども、そういうような事例がある、あったということから、心配、不安な気持ちが出てきたのだというふうに思います。

事実としてあったというお話だと思いますので、ただただ思いだということで片づけるのはどうなのかなというふうには思います。

○永本浩子委員長 金兵委員としては、この請願に関しては採択ということではよろしいですか。

○金兵智則委員 はい。

○平賀貴幸委員 教育委員会に参考までに聞きますけれども、今までのやりとりの中でですね、調理工程を省略するために使用する食材の変更は、絶対にあり得ないと言い切れるのですか。

それから手間暇や時間の都合なので、現在の品質を守ってもらえないことは、絶対にないのだということでは言い切れるのですか。

○林幸一学校教育部長 これは今、委員さんがおっしゃったのは、民間委託に移行した場合のということのお話でよろしいでしょうか。

絶対にないのかというお話でしたけれども、ここは、こういったことがないように私どもも説明会の中でもお話をさせていただいていますけれども、献立会議等でですね、しっかりとお話をさせていただきたいということで考えておりますので、こういうことが起きないように進めたいと思います。

○平賀貴幸委員 要するに、絶対に起きないとは限らないことなのですね。

これはね。

だからここに書かれている話であって、事実関係はないものではないということは、こういう可能性もあり得るのだということ、これは直ちにすぐある

かどうかわかりませんが、将来的にあるかもしれないし、もしかしたら委託された業者さんの状況によっては違う対応をすることも、可能性としてはゼロじゃないから出ているというふうに思います。

だから私は、やはり請願については採択すべきだと思いますが、そこの問題ではなくて、この記の問題が大事な話だと思っていて、ここはやはり当たり前のことを私は書かれているので、さらにより良いものをつくっていったほうがこれはいいわけです。

三つ子の魂百までじゃないですけども、やっぱり子供の時に食べるものは、いいものがいいにそれは決まっていますから、学校でもそういうものを給食で作ったほうがいいのかというのはそのとおりで、そこにまた市民がちゃんと関わっている、子供たちの声が反映される仕組みをつくるのが、何がおかしいのだろうというふうに思いますので、私はやっぱり採択すべきだと思います。

○永本浩子委員長 ほかの委員の方はよろしいでしょうか。

それでは、この請願第22号に関しては、採択が3名、不採択が2名ということで、請願第22号学校給食の品質向上を求める請願に関しては意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査することとして決定してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それではそのように決定いたしました。

なお、学校給食に関しては、文教民生委員会としても閉会中所管事務調査ということで取り扱っておりますので、さらに調査を進めながら適宜開催して協議を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で文教民生委員会を終了いたします。

長時間大変にお疲れさまでございました。

午後0時19分閉会